

平成27年12月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

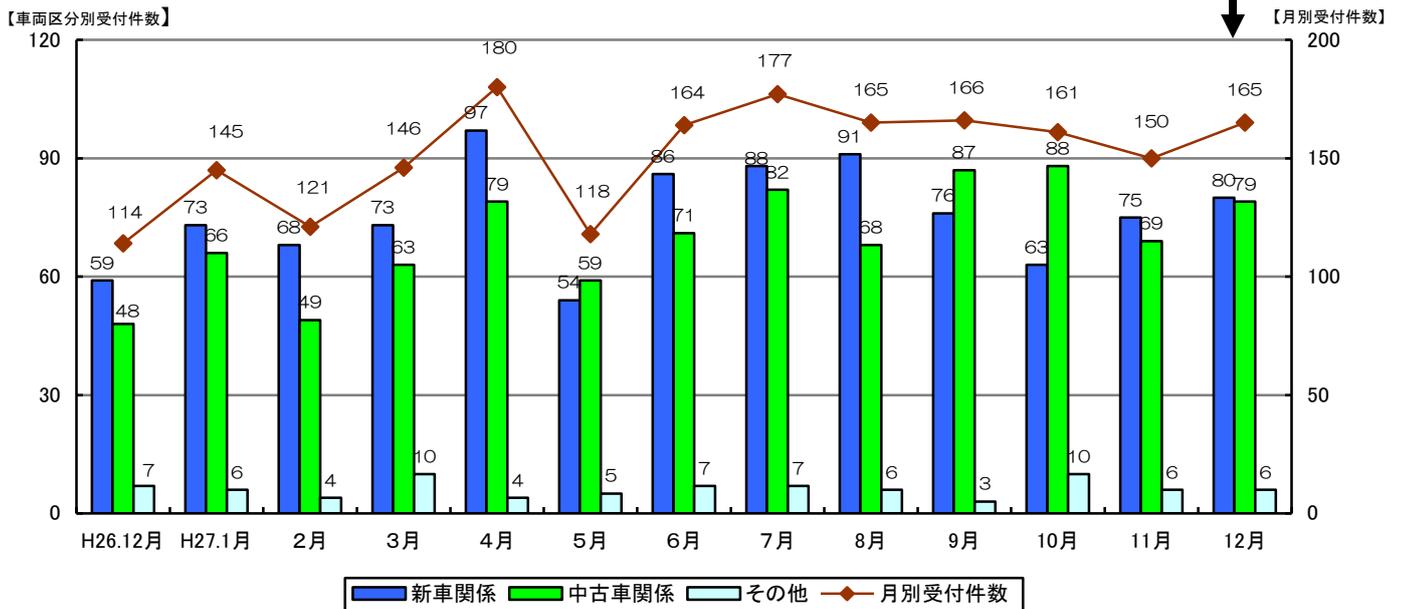
12月度の全体の相談受付件数は計165件で、前月度と比較すると15件増、対前年同月比では51件増（新車関係21件増、中古車関係31件増）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「メーカー系ディーラー」、「自動車関係団体」からの問い合わせが多く、全体の約70%を占めています。

【相談者の内訳・平成27年12月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	80	79	6	165
広告代理店等	31	16	2	49
メーカー系ディーラー	29	5	1	35
自動車関係団体	11	20	1	32
中古車専門店	0	19	0	19
中古車情報誌社	1	9	0	10
メーカー	3	7	0	10
新聞社	2	0	0	2
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	3	3	2	8

【相談受付件数の推移・平成26年12月～平成27年12月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』や『特定事項』に関する問い合わせが多く、その内容としては、カーナビを装備した新車の合計価格から値引きして販売する場合に『カーナビプレゼント』と表示することの可否や、複数あるグレードのうち一番良い燃費値の表示と併せてそれとは異なるグレードの写真を掲載することの可否等が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	60	75.0%	その他	2	2.5%
景品関係	18	22.5%	合計	80	100%

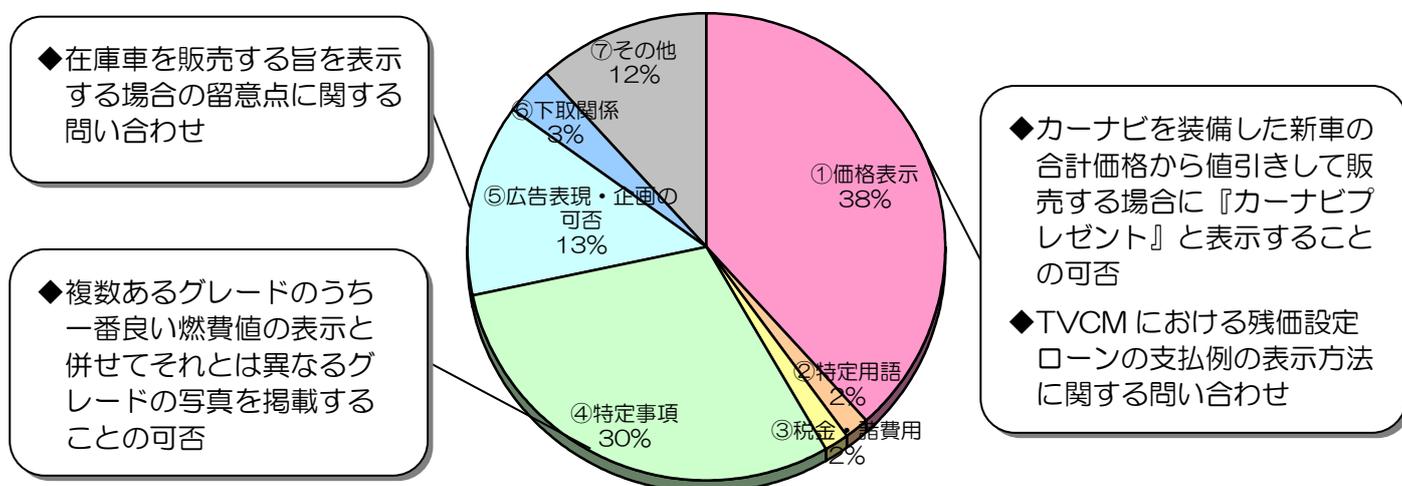
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	23	38.3%	④特定事項	18	30.0%
表示方法	4	6.7%	燃費	12	20.0%
付属品・特別仕様	1	1.7%	安全・環境（ASV技術）	1	1.7%
値引き表示	6	10.0%	写真・イラスト	1	1.7%
支払総額	0	0.0%	特別仕様・限定	2	3.3%
割賦・リース	10	16.7%	その他（ランキング）	2	3.3%
その他	2	3.3%	⑤広告表現・企画の可否	8	13.3%
②特定用語	1	1.7%	広告表現の可否	4	6.7%
新発売等	0	0.0%	企画の可否	1	1.7%
その他（最上級）	1	1.7%	抽象的な問い合わせ	3	5.0%
③税金・諸費用	1	1.7%	⑥下取関係	2	3.3%
税金	0	0.0%	⑦その他（主要諸元等）	7	11.7%
諸費用・その他	1	1.7%	合計	60	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	4	22.2%	オープン懸賞	5	27.8%
一般懸賞（抽選等）	8	44.4%	その他	1	5.6%
			合計	18	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. 新型車発売の告知を行う広告で、複数あるグレードのうち一番良い燃費値を表示したいのですが、そのグレードの車両の写真を用意することができません。そこで、その燃費値の表示と併せてそれとは異なるグレードの写真を掲載したいのですが、問題ありませんか？

A. 複数あるグレードの中でも一番良い燃費値を表示し、その燃費値とは異なるグレードの車両の写真を掲載した場合、その車両の燃費が表示した数値であるかのように誤認されますので、そのような表示はできません。今回のように、複数あるグレードの中で一番良い燃費値を告知し、併せて車両の写真を掲載する場合は、当該燃費値のグレードの写真を掲載して下さい。

[\[燃費値を訴求する際の留意点についてはこちらをご参照下さい\]](#)

Q. 初売り企画として、台数を限定し抽選販売をしたいと考えているのですが、通常200万円で販売している新車を201,600円値引きして抽選販売する場合、広告に「6台限定抽選販売！201,600円OFF！」と表示することはできますか？

A. 「抽選」により値引きをして販売する場合、その通常販売する価格との差額は、正常な商慣習に照らして「値引き」と認められる経済上の利益に当たらず、「景品提供」とみなされますので、一般懸賞による規制の範囲内（景品類の最高額は10万円）で実施することが必要です。そのため、当該企画は、過大な景品類の提供となりますので、抽選により値引きして販売する場合の値引額は、通常販売している価格の10万円以内とする必要があります。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、前月同様、支払総額を表示する場合の表示方法や「諸費用」として適切であると思われる費用の考え方に関する問い合わせ等が多く寄せられました。また、『必要表示事項』に関する問い合わせでは、保証内容が「新車保証の継承」である場合のプライスボードの表示方法に関する問い合わせ等が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	65	82.3%	その他	9	11.4%
景品関係	5	6.3%	合計	79	100%

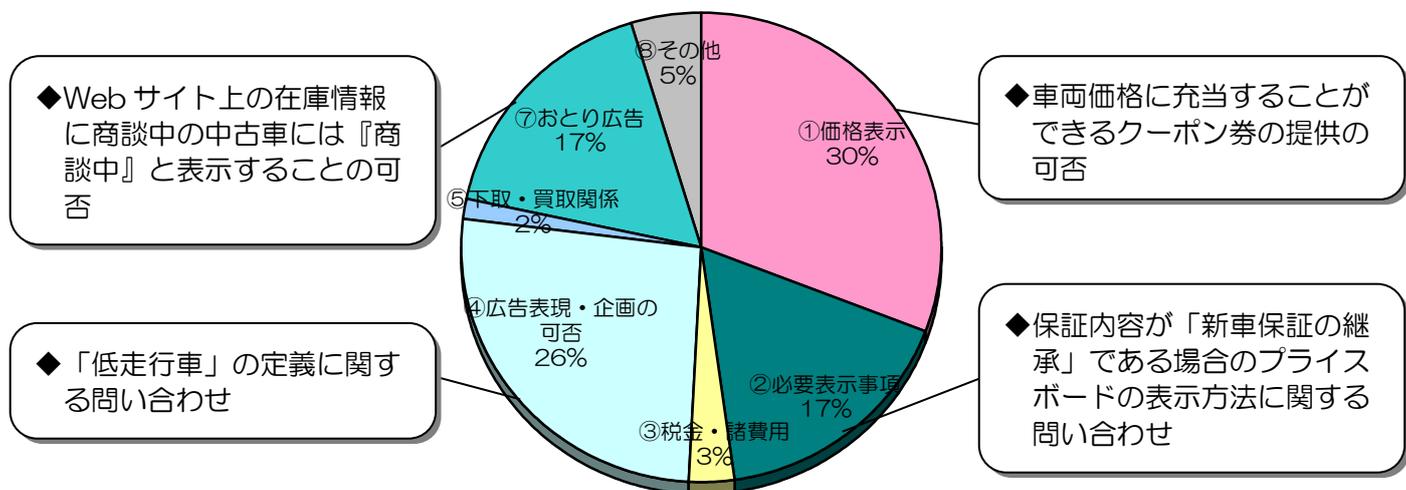
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	20	30.8%	③税金・諸費用	2	3.1%
表示方法	5	7.7%	税金	2	3.1%
値引き表示	6	9.2%	諸費用・その他	0	0.0%
支払総額	6	9.2%	④広告表現・企画の可否	17	26.2%
割賦・リース	1	1.5%	広告表現の可否	9	13.8%
その他	2	3.1%	企画の可否	3	4.6%
②必要表示事項	11	16.9%	抽象的な問い合わせ	5	7.7%
走行距離数	0	0.0%	⑤下取・買取関係	1	1.5%
保証の有無	3	4.6%	⑥特定の車両状態	0	0.0%
定期点検整備実施状況	0	0.0%	⑦おとり広告	11	16.9%
その他（必要表示事項等）	8	12.3%	⑧その他（燃費等）	3	4.6%
			合計	65	100%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	1	20.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	0	0.0%	その他	4	80.0%
			合計	5	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. 保証付で販売する場合の保証内容が「新車保証の継承」である場合、プライスボードにはどのように表示すればいいですか？

A. 「保証付」と表示する場合は、保証に要する費用を現金価格（車両価格）に含めた上で、「保証内容」や「保証期間・保証走行距離」を表示することとなります。保証内容が「新車保証の継承」である場合も同様に、当該保証を継承するための費用（定期点検整備費用等）を現金価格（車両価格）に含めた上で、「保証付」と表示するとともに、「保証内容」や「保証期間・保証走行距離」については、以下のように表示して下さい。

①保証内容：基本的には「部分保証」と表示することとなりますが、「新車保証」、「メーカー保証」と表示することもできます。

②保証期間・保証走行距離：「初度登録（届出）から」ということを明確に表示した上で、初度登録（届出）からの年数、走行距離数を表示することもできます。

新車保証継承を行って販売する場合のプライスボードの表示例

<p>●保証の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>保証付 —保証費用は価格に含みます</p> <p>●保証内容 ★詳しくは係員にお尋ね下さい。 〔 新車保証 〕</p> <p>●保証期間・保証走行距離 〔初度登録から3年又は6万km〕</p> <p><input type="checkbox"/>保証なし 〔 〕</p>	<p>●保証の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>保証付 —保証費用は価格に含みます</p> <p>●保証内容 ★詳しくは係員にお尋ね下さい。 〔 部分保証 〕</p> <p>●保証期間・保証走行距離 〔初度登録から3年又は6万km〕</p> <p><input type="checkbox"/>保証なし 〔 〕</p>
--	--

なお、中古車保証を付けた上で新車保証を継承して販売する場合、中古車保証の保証期間・保証走行距離を表示した上で、「新車保証を継承している」旨を表示することもできます。

Q. 新春企画として、中古車の成約者に、車両価格より2.0¹⁶万円引きすることができる『クーポン券』を差し上げたいのですが、問題ありませんか？

A. 中古車は、品質劣化や車検残及び自賠責・自動車税の未経過分の減少等による経済価値の下落など、時間の経過により商品の同一性が失われていく商品であることから、「過去の販売価格（自店通常価格）」等を比較対照価格とした二重価格表示（値引き表示）は、販売価格が実際のものよりも著しく安いとの誤認を与える不当な二重価格表示となるおそれがあります。

したがって、車両価格に充当することができるクーポン券（値引き券）を提供することについても、表示価格から一律に値引きして販売することを申し出ていることから、一般消費者に販売価格が実際のものよりも著しく安いかのように誤認を与える不当表示となるおそれがあるため、行うことはできません。